

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成10年法律第7号
手続名	特定非営利活動法人の認定・特例認定の取消	根拠条項	特定非営利活動促進法第67条
処分基準	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きい）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （認定又は特例認定の取消し）</p> <p>第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第47条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、第65条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(4) 認定特定非営利活動法人から第44条第1項の認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 第29条、第52条第4項又は第54条第4項の規定を遵守していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 前2項の規定は、第58条第1項の特例認定について準用する。この場合において、第1項第2号中「、第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定」とあるのは、「又は第63条第2項の認定」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第43条第3項及び第4項、第49条第1項から第3項まで並びに第65条第7項の規定は、第1項又は第2項の規定による認定の取消し（第69条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第1項又は第2項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。</p>		
	対応区分	<p>① 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>県民協働課</p>
			<p>目次</p> <p>No.</p>